

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(株) S P E C K	川上 素明	島根県江津市敬川町 1 4 9 3 - 1	令和 6 年 2 月 1 0 日から 令和 6 年 2 月 2 3 日まで (2 週間)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

(株) S P E C K は、島根県県央県土整備事務所が発注した「(主)川本波多線(川本バイパス工区)総合交付金(改築)工事 トンネル詳細設計業務委託」において、再委託業者として業務に携わった。令和5年10月10日、邑智郡川本町多田地内で作業員が現場測量作業終了後の移動の際に足を滑らせ4～5mの高さから墜落し右足首を負傷(右足関節開放性脱臼骨折)する事故を発生させた。

浜田労働基準監督署は同社に対し、作業床を設けることが困難なとき、墜落防止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じていなかったことが、労働安全衛生法第21条第2項に違反するとして、令和5年11月9日に是正勧告を行った。

4. 指名停止措置理由等

(株) S P E C K が、浜田労働基準監督署からは是正勧告を受けたことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第1第7号に該当する。

なお、指名停止措置期間は2週間とする。

〈指名停止措置要綱 別表第1〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2 週間以上 4 ヶ月以内 (故意又は重過失の場合、 1 ヶ月以上)